

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和8年6月10日（水） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	河 島 紀美恵 君	2 番	佐 藤 周 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	大 川 勝 弘 君
5 番	四 宮 和 彦 君	6 番	虫 明 弘 雄 君

○出席議員 8名

議 長	中 島 弘 道 君	議 員	竹 本 力 哉 君
議 員	篠 原 峰 子 君	〃	大 竹 圭 君
〃	村 上 祥 平 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	犬 飼 このり 君	〃	宮 崎 雅 薫 君

○オブザーバー 2名

議 員	片 桐 基 至 君	議 員	重 岡 秀 子 君
-----	-----------	-----	-----------

○出席議会事務局職員 5名

局 長	小 川 真 弘	局長補佐	鈴 木 綾 子
係 長	野 田 昌 伸	主 査	浄 住 貴 紀
主 事	向中野 博 希		

○会議に付した事件

1 市議会6月定例会の運営について

- (1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について
- (2) 議案の付託、即決について
- (3) 人事案の取扱いについて
- (4) 請願、陳情の取扱いについて
- (5) 一般質問について
- (6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- (7) 会期及び日程について
- (8) その他

2 その他

- (1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（大川勝弘君）開会する。

○委員長（大川勝弘君）日程第１、市議会６月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでを協議、決定し、それを踏まえ、(7) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1)から(6)まで、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）順次、説明をする。(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。去る５月２７日、東京都にて開催された全国市議会議長会定期総会において、２０年以上の議員として、宮崎雅薫議員、１０年以上の議員として中島弘道議員と青木敬博議員、また正副議長４年以上の就任として、中島弘道議員が表彰された。先例に倣い、６月定例会初日に、議場において議事に入る前に表彰状の伝達をお願いする。なお、中島議長が伝達を受ける際は、議長職を副議長と交代し、副議長から伝達をお願いする。

次に、(2) 議案の付託、即決についてである。資料の１ページから５ページまでを参照願う。当局の提出予定議案は、専決３件、報告２件、条例１０件、単行１件、補正予算２件、人事案１６件の合計３４件である。

最初に、専決処分報告についてから申し上げる。市認第１号から市認第３号までの３件はいずれも、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったとして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分を行ったことから、同法第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものである。

まず、市認第１号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法の一部を改正する法律の施行より、軽自動車税環境性能割が令和８年３月３１日で廃止されることなどに伴い、関連する条項の整備等を実施したものである。

次に、市認第２号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法の一部を改正する法律の施行により、同法中の規定に改廃があったため、引用する条項等の整理を実施したものである。

最後に、市認第３号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者層に対する軽減判定所得を引き上げ、軽減対象の拡大を図るものである。

これら３件については、いずれの改正も令和８年４月１日から施行する必要があったことか

ら、法律の施行日である３月３１日に専決処分を行ったものである。

以上３件の専決処分の報告承認については、即決でお願いする。続いて、報告２件について申し上げる。

まず、市報第１号 令和７年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告については、令和７年度中に議決された２３事業のうち、２２事業、総額１１億５，２９０万６，０００円を令和８年度に繰り越したことの報告である。

次に、市報第２号 令和７年度伊東市下水道事業会計予算繰越し報告については、地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、令和７年度中に議決された全４事業、５，９５０万円について、全額を繰り越したことの報告である。これら２件の報告案件については、質疑のみとなる。

続いて、条例１０件について申し上げる。まず、市議第１号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律の施行により、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しやセルフメディケーション税制適用期間の延長のほか、固定資産税の免税点の見直しなどが行われることから、法改正に対応するよう、規定を整備するものである。公布の日から施行するが、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し等については、令和９年１月１日から、固定資産税の免税点の見直しについては、令和９年４月１日から、復興特別所得税の課税期間の延長などに伴う規定の整備等については、令和１０年１月１日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第２号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、窓口の混雑緩和やマイナンバーカードの利用促進のため、コンビニ交付サービス証明書の手数料を、期間を限定して１通１０円とするものであり、対象となる手続は、戸籍証明書、住民票、印鑑登録証明書等となる。令和８年８月１日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第３号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、小規模保育事業所等に勤務する特定理学療法士等を１人まで保育士とみなせるよう、基準を改めるものであり、公布の日から施行する。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第４号 伊東市下水道条例の一部を改正する条例は、災害その他非常の場合において、排水設備指定工事店の確保が困難な場合、他市町村長等が指定する指定工事店が市内で復旧工事などができるよう規定を改正するものであり、公布の日から施行する。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第５号 伊東市地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例は、市議第４号と同様に、災害その他非常の場合において、伊東市長が指定する指定工事事業者が不足する際、他市町村長による指定事業者がこれら工事を市内で実施することができるよう規定を改正するものであり、公布の日から施行する。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第６号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、こちらも、市議第４号及び市議第５号と同様に、災害その他非常の場合において、伊東市長が指定する指定工事事業者が不足する際、他市町村長による指定事業者がこれら工事を市内で実施することができるよう規定を改正するものであり、公布の日から施行する。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第７号 伊東市立学校設置条例の一部を改正する条例は、現在、休園中の伊東幼稚園湯川分園、竹の台幼稚園、鎌田幼稚園、川奈幼稚園、宇佐美幼稚園宮川分園、富戸幼稚園の６つの幼稚園について、園児数の減少を踏まえ、これらを廃止するものであり、公布の日から施行する。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第８号 伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例は、令和８年度末をもって伊東市立北中学校を廃止するため、規定を整備するものであり、令和９年４月１日から施行する。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第９号 伊東市立図書館条例の一部を改正する条例は、図書館の適正な運営に資するよう、図書館長の諮問機関である図書館協議会を設置するとともに、図書館利用以外での入館者に対応するため、入館の制限に関する規定を整備するものであり、公布の日から施行する。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第１０号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、非常勤消防団員等の公務災害補償基準のうち葬祭補償の定額部分を政令の改正に合わせて改定するものであり、公布の日から施行する。常任総務委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案１件について申し上げる。市議第１１号 普通消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入契約の締結については、伊東市消防団第１６分団の普通消防ポンプ自動車を更新するため、本財産の取得に関し、議会の議決を求めるものである。即決でお願いする。

次に、補正予算２件について申し上げる。市議第１２号 令和８年度伊東市一般会計補正予算（第１号）は、ＤＸ推進のための情報化推進事業や第８０回按針祭花火大会を拡充等するための観光イベント開催事業のほか、事業執行に係る経費を計上し、歳入歳出において、５，３１５万８，０００円を追加するものである。本会議における質疑については、区分することなく全般について行い、予算・決算特別委員会への付託をお願いする。

次に、市議第13号 令和8年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、継続費において、競輪選手宿舍建設工事請負費に5億2,250万円を追加するものである。なお、歳入歳出の増減はない。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、(3) 人事案の取扱いについて申し上げる。資料6ページから8ページを参照願う。まず、市選第1号 教育委員会委員任命の同意については、令和8年7月31日に任期満了となる教育委員会委員辻恵氏の後任者の任命の同意を求めるものである。

次に、市選第2号から市選第15号までの農業委員会委員任命の同意については、令和8年7月19日に任期満了となる農業委員会委員青木公江氏ほか13名の後任者の任命の同意を求めるものである。

次に、市諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現在、欠員のある人権擁護委員について、候補者の推薦を行うため、議会の意見を求めるものである。これら人事案16件については、最終日の本会議において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略して、それぞれ決定を願いたい。

続いて、(4) 請願、陳情の取扱いについて申し上げる。先の3月定例会以降、これまでに受理をした請願、陳情等は、4件である。1件目は、3月19日に郵送受理した、宮崎光子氏からの「情報公開条例第11条伊東市に関係のない人 情報公開1件につき200円かかることの廃止を求める陳情」で、3月23日に参考配付した。2件目は、4月7日に郵送受理した、同じく、宮崎光子氏からの「市議会議員または選挙管理委員の就任時提出書類等に関する要領の作成を求める陳情」で、4月15日に参考配付した。3件目は、4月28日に郵送受理した、宇井淳氏からの「mRNAワクチン接種事業中止の意見書提出を求める陳情」で、5月1日に参考配付した。4件目は、4月30日に郵送受理した、2026年原水爆禁止平和行進静岡県実行委員会代表鈴木聖子氏ほか6名からの「核兵器禁止条約への支持、調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情」で、5月7日に参考配付した。

各会派において提起される意見書案に関しては、告示日前日の8日（月）午前10時が提出期限であるが、これまでに提出された意見書案はない。

なお、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定することになるので、申し添える。

次に、(5) 一般質問についてである。申合せにより、質問時間は1人50分以内とし、定例会初日から実施をお願いする。一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は、これまでの例により、大会派から順次、大、中、小、大、小、中、小の順を基本として、以下これを繰り返していき、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派における順序については、これまでのローテーションに基づき、政和会、自由民主 伊東、公明党の順で、お願いする。

したがって、1 番目伊東未来、2 番目正風クラブ、3 番目政和会、4 番目伊東未来の 2 人目、5 番目自由民主 伊東、6 番目正風クラブの 2 人目、7 番目公明党の順序となり、これを繰り返し、最後に、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。

また、一般質問の通告期限については、申合せにより、6 月 11 日（木）の正午までとなるが、通告期限にかかわらず、できるだけお早めに提出いただくよう協力をお願いする。

最後に、(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてである。静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、議員 20 人のうち、市議会議員から 6 人を選出することとされているが、このうち 3 人に欠員を生じ、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が 4 人となり選挙すべき人数を超えたため、各市議会において選挙を行う必要が生じたことから、今定例会において選挙を行うものである。

議員各位へは、議長発出の 5 月 28 日付け事務連絡により通知しているが、定例会初日に投票による選挙をお願いする。候補者については、静岡市議会丹沢卓久議長、伊豆の国市議会鈴木俊治議長、袋井市議会佐野武次議長の 3 名が県議長会からの推薦であり、立候補は、島田市議会四ツ谷恵議員である。なお、候補者氏名表については、あらかじめ議席に配付させていただくので、承知おき願う。

以上で、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの説明を終わる。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 一般質問について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1 番（河島紀美恵君）4 人。

○2 番（佐藤 周君）2 人。

○3 番（長沢 正君）3 人。

○5 番（四宮和彦君）2 人。

○6 番（虫明弘雄君）2 人。

○委員長（大川勝弘君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、2 人が実施されとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大 15 人ということで調整し、決定させていただく。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）ただいまの実施人数を踏まえ、一般質問の順序について申し上げる。

1 日目の 1 番目伊東未来の 1 人目、2 番目正風クラブの 1 人目、3 番目政和会の 1 人目、4 番目伊東未来の 2 人目、5 番目自由民主 伊東の 1 人目。2 日目の 1 番目正風クラブの 2 人目、2 番目公明党の 1 人目、3 番目伊東未来の 3 人目、4 番目政和会の 2 人目、5 番目伊東未来の 4 人目。3 日目の 1 番目自由民主 伊東の 2 人目、2 番目公明党の 2 人目、3 番目公明党の 3

人目、４番目会派に所属していない議員１人目、５番目会派に所属していない議員２人目となる。

○委員長（大川勝弘君）一般質問については、１人５０分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりで願います。以上のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、申合せに基づき、６月１１日（木）の正午までとしているので留意願う。できる限り早めに提出いただくよう協力をお願いします。

次に、(6) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について及び(8) その他について、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）資料９ページ及び１０ページを参照願う。会期は、６月１６日（火）から７月１日（水）までの１６日間の提案である。日を追って申し上げる。１６日（火）に開会し、全国市議会議長会表彰状の伝達、会期の決定、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の後、一般質問に入る。１７日（水）は一般質問の２日目、１８日（木）は３日目として実施し、１９日（金）は議案審議とし、専決処分報告３件及び単行議案１件は即決で、予算の繰越報告等２件は質疑まで、条例案１０件及び補正予算２件は所管常任委員会または予算・決算特別委員会への付託をお願いします。本会議終了後、予算・決算特別委員会を開催し、各常任委員会に対応した分科会を設置し、一般会計補正予算を所管分科会に分割送付する。２０日（土）及び２１日（日）は休会、２２日（月）は常任福祉文教委員会及び福祉文教分科会を、２３日（火）は常任観光建設委員会及び観光建設委員会分科会を、２４日（水）は常任総務委員会及び総務分科会を、それぞれ第２委員会室にて午前１０時から開催をお願いします。２５日（木）は本会議なし、２６日（金）は予算・決算特別委員会、２７日（土）及び２８日（日）は休会、２９日（月）は本会議なし、３０日（火）は議会運営委員会、７月１日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定などをお願いします。

次に、(8) その他であるが、２点ある。まず、１点目は、服装の軽装化について、案内をす

る。議員の皆様へは、議長発出の４月２７日付け事務連絡により、省エネ・省ＣＯ２の一環として、例年のとおり１０月３１日（土）までの間、本会議を含め、議会における諸会議に際し、服装の軽装化をお願いしたところである。趣旨を理解いただき、軽装の取組に協力をお願いする。２点目は、ビジネスチャットシステムの導入についてだが、各常任委員会が終了した後に、事務局前のロビーにて、「ビジネスチャットシステムの管理及び運用手順」などについて、事務局から説明させていただく。説明の後、私の方から、委員にお１人ずつＩＤを手渡しさせていただき、そこでスマホにロゴチャットのセッティングを行いたいと考えているので、よろしく願います。以上である。

○委員長（大川勝弘君）まず、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他での服装の軽装化及びビジネスチャットシステムの導入については、説明のとおり承知おき願う。

その他に、６月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○５番（四宮和彦君）喫煙所は再開されるのか。

○事務局長（小川真弘君）特にその情報は現在当局から聞いていないので、しばらくお待ちいただきたい。

○委員長（大川勝弘君）四宮委員、できれば６月定例会の質疑でお願いしたい。他にないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第１、市議会６月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（大川勝弘君）日程第２、その他を議題とする。

- (1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について及び
- (2) その他について、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてである。資料の１１ページ、１２ページを参照願う。介護保険法の一部改正と出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、伊東市議会の個人情報の保護に関する

条例施行規程の一部改正を行うものであって、介護保険法については、同法第201条の2第1項が新設され、被保険者番号の定義が規定されることに伴い、定義規定を改めることとするもので、出入国管理及び難民認定法については、同法第19条の4第1項第5号が同項第4号に改められることに伴う規定の整備である。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

○委員長（大川勝弘君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和8年6月10日（水）午前10時28分（会議時間28分）

以上の記録を認める。

令和8年6月10日

委員長 大 川 勝 弘